

平成20年度 第4回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成20年12月18日（木） 午前10時から11時30分まで

■ 場 所：府中市役所北庁舎3階 第6会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員> 13名

井口直樹、上野広美、加藤良三、小嶋澄子、小松貞春、島中弘、下條輝雄、
津田朱實、鷹野吉章、堤薫、長島トヨ、山村一生、和田光一

<事務局>

福祉保健部参事（鎌田）、地域福祉推課長（鳥羽）、地域福祉推進課長補佐（山崎）、
地域福祉推進課社会福祉係長（倉光）、地域福祉推進課（堀）

株式会社生活構造研究所

■ 傍聴者：なし

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）会議録の確認について（資料1）

（2）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案の検討について（資料2、
資料3）

（3）その他

3 閉会

■ 資 料 資料1 平成20年度第3回福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 修正の方向

資料3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案

■ 議事要旨

会 長：おはようございます。定刻ですので始めさせていただきます。年末のお忙しいなか大変ご苦勞様です。それでは、事務局お願いします。

事 務 局：おはようございます。年の瀬間近に控えまして、皆様ご多忙の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより平成20年度第4回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。本日の会議は、委員15名中、13名の委員にご出席いただいておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条の規定の定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。なお、欠席の委員は、林委員、村越委員の2名でございます。都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。それではお手元の次第に従いまして、進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

早速ですが、配布いたしました資料の確認をさせていただきます。まず資料1は、前回10月23日に開催いたしました今年度第3回目の福祉のまちづくり推進審議会

の会議録、A4、5枚、9ページとなっています。続きまして、資料2は、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 修正の方向の一覧表です。一部差し替えがあります。お手元にあるA4横、3枚6ページとなっております。それから最後に資料3として地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案でございます。59、60ページに差し替えがあります。A4、1枚です。不足がありましたら事務局へお申し出ください。よろしいでしょうか。

また、本日の会議には視覚に障害のある方、聴覚に障害のある方がいらっしゃいますので、ご発言の際は、挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話いただきますようよろしくお願いいたします。

委員：お願いがあります。前回、通訳できないところがありましたので、必ず大きな声でお話いただきたいと思います。

事務局：よろしくお願いいたします。それでは2の議題以降については、会長に進めていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題

(1) 会議録の確認について(資料1)

会長：それでは、次第にそって進めさせていただきます。会議録の確認について、資料1の説明をお願いします。

事務局：おはようございます。お手持ちの資料1、平成20年度第3回福祉のまちづくり推進審議会会議録につきまして若干ご説明させていただきたいと思います。

まず会議録ですが、平成20年10月23日木曜日に開催されました平成20年度第3回福祉のまちづくり推進審議会の会議録でございます。先日、皆様にお送りし内容のご確認をいただき、いただいたご意見をもとに修正を加えたものです。4ページと8ページなかほど、委員のご発言について若干修正を加えさせていただいております。なお、発言者のところは、今までと同様、委員、事務局と名前を変えています。ご意見がなければ、市政情報公開室、中央図書館、市ホームページで公開したいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長：事務局からの説明で質問はありますか。会議録について訂正がありましたが、確認したということよろしいでしょうか。

(異議なし)

(2) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案の検討について(資料2、資料3)

会長：それでは資料2、3に移ります。事務局、説明をお願いします。

事務局：資料2説明

今回が地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画としての検討は最後になります。本日の検討結果を反映したものを地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画としてまとめ、各分野の協議会で検討しております高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画とあわせて、12月25日に開催予定の府中市福祉計画

検討協議会に諮り、府中市福祉計画の提言書として来月はじめに野口市長に答申する予定でございます。それを元に市で府中市福祉計画を策定する予定です。簡単ですが、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の修正点をご説明いたしました。よろしくお願いたします。

会 長：パブリックコメント、審議会の修正のコメントがございました。資料3も含めて質問がございましたらお願いします。

委 員：新しく配られた資料2の2ページ、地域包括支援センターの意見に対する考え方がよくわかりません。地域包括支援センターは介護保険法に基づいて設置されており、府中市ではその範囲だけではなくもっと包括的なことを独自に行っているが、ケアマネジメントまではやらないというような表現になっています。そうすると、総合相談窓口をやるのも根拠法を超えたことになるのですか。両方とも介護保険法を超えているのにこれを理由とするのでは、読んでいる人は納得いかないのではないかと。書き方の問題だとは思いますが。

事 務 局：地域包括支援センターについては、介護保険法の中で設置されているものです。府中市では、福祉相談窓口として市役所の1階西側に、高齢者、障害者、子どもの相談窓口としてもともと設けていました。地域包括支援センターの相談窓口をその窓口としていますので、現状は様々な相談を受けております。

地域包括支援センターでは要支援1、2のケアプランを作成していますが、障害者のケアプランは作成しておりません。そのようなことがありまして、介護保険法の範囲を超えているという表現をさせていただいているところです。

会 長：基本的には、地域包括支援センターは、介護保険法で高齢者の要支援1、2の方を対象とした介護予防と相談を行うところです。社会福祉士、看護師、保健師、主任ケアマネジャーなどがいますが、障害者のケアマネジメントは別な形で行うことになっています。そういう面では、たまたま今まであった窓口が総合相談を行うということですが。根拠法では地域包括支援センターは高齢者相談を受けるところということですが。

委 員：それならば、根拠法でこれしかできないというのはやはり杓子定規ではないでしょうか。総合的な相談窓口を開いて、いろいろな相談を受けるが、ケアマネジメントは別だというならば、読んだ人にとっては中途半端な表現と思えます。

会 長：市民から言えば、総合窓口ならばそこで相談すればそれなりに対応してくれると思って相談に来ますね。これは根拠法が違うからあっちへ行ってくださいと割り振るも問題でしょう。

事 務 局：委員の意見は十分にわかりますので、根拠法という形でない表現に変えたいと思います。

現在、府中市では地域包括支援センターは公設で1か所あります。隣接して相談窓口があり、何でも受け付けていますが、例えば精神に障害のある方が来られると、もっと専門的なプラザ等に行っていていただき、最後までお世話しきれないのが現状です。理想として、市民の方が言ってきてくださったことをすべて受けとめることを今後の課題として考えていかなければいけないと思っています。

来年度は社会福祉法人に委託し、地域包括支援センターの拠点を増やしていきますが、これまで高齢者専門であったところなので、子どもや障害者のことを全部理解してもらうには時間がかかるとは認識しています。

会 長：社会福祉基礎構造改革以降、保健福祉医療の総合化が盛んにいられています。一つの窓口で完結できるシステムを区市町村含めて作りましょうという流れになっています。その辺も加味して文章表現に工夫して欲しい。よろしいでしょうか。他にありますか。

副 会 長：地域コーディネーターについてですが、ケアマネジメントの役割をとという意見に対して、回答は地域での問題解決のための橋渡しの存在ですとしています。地域コーディネーターの役割がどうなるかというのは今回の計画でも重要なところなので、もう少し説明をいただければと思います。

会 長：50ページのイメージ図の考え方について説明をお願いします。

事 務 局：50ページ下段の相談システムのイメージに、地域コーディネーター（仮称）と書いています。基本的には地域住民の日常的な見守り、生活支援の仕組みとありますが、何か起きたときに、行政や地域の相談窓口にあたるなどして、問題解決を図ることを考えています。ただ、具体的なことについては検討している段階で、細かく表現できませんが、それによって、市民が身近な地域で支援を受けて住み慣れた地域で住み続けられることを目標に、問題解決するための橋渡しの役割としての地域コーディネーターという書き方をさせていただきました。

副 会 長：具体的な役割等々はこれから検討して、配置していくということですね。

事 務 局：それについてはできるだけ地域の資源、つまり社会福祉協議会、自治会、民生委員等を活用していきたいと考えており、それを図に表しています。

副 会 長：府中市の地域の特性・状況等を十分考慮していただき、十分機能できるように役割等検討していただきたいと思います。

委 員：住民が福祉に参加する仕組みづくりをどう作っていくかがコーディネーターの役割だと思っています。府中市の場合は、個別支援は在宅介護支援センターを含め、システムの機能していると思います。そこで、それに関わるような、住民を動かすための人材としてコーディネーターが必要になってくると思います。

文化センターを福祉の拠点の1つとして位置づけていますので、そういったコミュニティ施設とコーディネーターが関わる中で、市民が身近なところで福祉に参加できる仕組みができないかを考えています。そのような地域の中でのコーディネーターの役割というのを考えてみると、有効に機能すると思います。

アンケート調査でも、誘いがあったり、機会があれば参加したいという結果もでています。そういう方を具体的に動かす仕組みが必要で、まさにそのための方がコーディネーターであると位置づけられるのではないのでしょうか。

会 長：参加する仕組みをきちっと作っていくべきということです。付け加えると、団塊の世代が地域に落ち着くので、そういった方を資源としてうまく利用しながら参加する仕組みづくりを考えて欲しいと思います。

委 員：67ページに多様な人材の育成・確保とあります。事業者として、一年中人材確保

に追われているというのが現状です。11月に人材センター主催で福祉の仕事の説明会がありましたが、単発的なものだとなかなか果実が実りません。

地域コーディネーターの方も専門的知識は必要と思います。市として専門的な人材の養成や潜在的な人材の確保を具体的にされているのか教えてください。

会長：事務局、専門的な人材確保についてお願いします。

事務局：人材センターの事業で行ったのは、就職説明会です。グリーンプラザで事業者と福祉の有資格者のマッチング、求める側と働きたい側の面接と説明会を行いました。社会福祉協議会に委託して行っています。また、毎年、専門的な研修も行っています。これにより、専門的な福祉従事者の育成、有資格者の掘り起こし、人材確保ができればと思っています。地域コーディネーターの話も具体的には形になっていませんが、参考にさせていただきます。

また今年度、府中市は東京都の福祉の人材育成に関する事業のモデル地区となっております。今回モデル地区だからできたこともありますので、よい方向につなげていきたいと思っています。そこで、次期に向けてやっていきたいということで、いくつか課題として挙げています。

委員：できれば毎月のように継続的に行っていただくと、市民の方が福祉の仕事がいろいろあることもわかると思います。

会長：確認ですが、67ページに、「専門的な福祉従事者を養成します」とありますが、府中市として養成するのか、あるいは育成または養成することを推進しますということなのか、ここでは直接養成すると書いていますが、いかがですか。

事務局：専門的な福祉従事者を養成しますと書いていますのは、例えば精神保健福祉の研修を実際に行っています。また、訪問介護2級については専門的な福祉従事者として養成していますので、直接養成していると考えています。また今回のモデル事業の経験を生かして進めていきたいと思ひまして、この表現となっています。

会長：イメージ的には養成するというと、例えば精神保健福祉士の国家資格を取るための育成と受けとれます。府中市が学校や講座を開いて養成していくという文章になりますので、現任研修というか、アシストするスタイルをとっていますと書いていただけるとありがたいと思います。

事務局：参考にしながら文章を見直しします。併せて中身を検討していきたいと思っています。

委員：市が募集して、社会福祉協議会に委託して研修しているのですか。一年に何人募集しているのですか。

事務局：例えば2級ヘルパーについては、一年間40名募集しています。現状は、昨年度までは定員いっぱいでしたが、今年度は半分くらいしか募集がありませんでした。市で広報等で募集して受けていただいています。

委員：その場合、時間給や支払いの情報を載せていないのですか。

事務局：資格の養成ですので、報酬については載せていません。

会長：よろしいでしょうか。他にありますか。

委員：最近ボランティアの募集の方法が難しくなったようです。お金を500円入れて登録するようになったと思います。それでボランティアが少なくなったのではないです

か。

委員：今のご発言は、ボランティア保険のことでしょうか。従前、社協に登録していたボランティアには社協の負担で保険を加入させていただきました。登録した方は保険料を払うことはなく、もしもの場合に備えていました。

しかし、事業の見直しのなかで、ボランティアは自ら進んで活動するという精神に立ちますと、他のボランティアセンターのところでは、ほぼ9割の方が自ら保険をかけるのが原則になっていますので見直しをさせていただきました。その結果、若干、ボランティアの数が減ったというのが現状です。

会長：負担金が個別対応になったということですね。

委員：55ページ(4)福祉サービスの質の確保にある「事業者団体」とは具体的にどこを指すのか教えてください。それから50ページの図、楕円形が三重になっていますが、中の二つは網掛けになっています。事業者団体はどこに位置しているのか、例えば真ん中の薄い網掛けの右端に商店会、NPO、女性センター等とありますが、その「等」の中に入っているのか、輪の三つ目の輪の「サービスの提供の仕組み」に入っているのか教えていただきたい。

会長：事務局、お願いします。

事務局：事業者団体ですが、例えば社会福祉法人や特別養護老人ホーム、いろいろな施設の事業者となります。50ページの図でいいますと、地域で市民にサービスを提供していますので、「サービス提供の仕組み」、「相談」などにあてはまるということになります。網掛けの一番濃いところは地域の住民の参画で、問題等があった場合、解決するための手段としていろいろな地域資源を活用することになりますので、いろいろな輪に関わることをイメージしています。

委員：実際に活動している法人の団体はあるのですか。

事務局：活動しているところは沢山ございます。

委員：事業者というと商工業者をイメージするので、説明がいるのではないですか。

事務局：事務局で、説明については検討させていただきます。

会長：50ページの商店会とあるところに、商工会議所が入ってくるのではないかと思います。いま問題になっている臨時工を含めたリストラについて、福祉の世界でインクルージョンしていくのか、どこかに入れていかなければならないと思っています。インクルージョンの考え方のところに入れるのか、77ページの国や都への要望のところはその辺の対策も含めていくのがいいのか、その辺も含めて検討していただくことでよろしいでしょうか。他にありませんか。

委員：3年か5年後に成果をチェックしたいと思うのです。現状はこうだけれども、1年後、2年後にどうなったのかわかる数値目標があればいい。横断的な計画なので数値目標は高齢、障害の個別計画で対応することになるかもしれませんが、専門的な人材の確保やバリアフリーなどいくつか数値として現しやすいものもあると思うので、進捗状況をチェックする仕組みについて教えてください。

事務局：数値目標は、それぞれの事業の担当が事業実施計画を作成し、数値目標を出せるものは出していきます。毎年、チェックして報告を上げます。

76ページの福祉のまちづくり推進審議会についての記載のとおり、審議会の中で達成の度合い、評価することを考えております。計画の継続的な評価と見直しを行うという表現にしていますし、公表も併せて考えていきたいと思っております。

委員：実施計画の期間は長い期間でつくりますか。

事務局：期間の話ですが、福祉計画は平成21年度から6年間の計画ですが、介護保険事業計画や障害福祉計画は法で3年ごとに見直し、策定すると決められているので3年の期間となっています。事業実施計画も6年間となっていますが、3年ごとに見直しをかけることを考えています。

会長：高齢者保健福祉計画では、数値目標を一緒に載せていますね。ゴールドプランでも具体的にのせています。別枠でいいですから、市民には、目で見える形で数値目標がのっていたほうがわかりやすいですね。

副会長：会長や事務局のご意見はプロセス評価ではないでしょうか。自治体は施設を何個つくる、どういう事業するか、目標達成するために施策の体系をつくり、何割達成できたか事務事業評価をします。目標指標のような、それをやることによって、最終的にこういうことがよくなれば計画を実施した意義があったという評価のできる内容のことをいっているのではないですか。例えば住民参加の促進でいえば、府中市民の何割がボランティアしている、あと10ポイント上げたいという目標指標、そういうことを掲げると福祉サービスの成果指標・効果指標というか相関関係になると思います。町田市の地域福祉計画では、調査と連動した目標指標を掲げた形になっていますので、参考になるかなと思います。いずれにしても調査のデータを足がかりとするしかないので、30ページのアンケート調査の市民との協働についてのところでいえば、参加している状況を見ると、現在約23%になっている数値を例えば30%にしたいという数値目標を考えることができます。

会長：調査データをうまく使って数値目標を出すということについてはいかがでしょう。

事務局：数値目標は、中身によって立てられるものと立てられないものがあります。その辺はうまく考えながら検討して行きたいと思っております。

委員：いま勉強中ですが、地域コーディネーターが今後どうなっていくのか疑問です。福祉のまちづくりは町会・自治会が中心になって最小単位を形成するわけですが、福祉エリアでの対応として地域コーディネーターがあります。どういう存在なのか。先ほど文化センターを拠点にという話もありましたが、どういう構想なのでしょう。

事務局：今のご質問ですが、まだ具体的にイメージをお示しできる状態ではありません。例えば町会と町会、町会と未加入の住民をつなぐなどいろいろなケースが考えられると思うのですが、何か問題が起きたときに解決するために手助けをできる仕組みとを考えていただければと思います。

委員：何かあると在宅介護支援センターにお世話になっていますが、地域包括支援センターが増えて、在宅介護支援センターは名前が変わるのですか。

事務局：市の考えは、来年4月以降、在宅介護支援センター3か所を地域包括支援センターに変えるという方向で進んでいます。具体的には、あさひ苑、しみずがおか、よつ

や苑です。将来的には増やしていくことになると思いますが、資源を活用していきたいと考えています。

委員：自治会連合会で、福祉の問題は何かあれば在宅介護支援センターへと話していますので。わかりました。

会長：在宅介護支援センターの役割を地域包括に変えていくということですか。そうすると、地域包括支援センターは中学校区に1か所くらい設置するという予定ですか。

事務局：現在、市内に11か所あります。その中の3か所が地域包括支援センターに変わり、将来的には、状況にもよりますが増やしていくとも考えています。

委員：サブプライム問題からリストラが始まり、失業者が増えて保険証がなく自費で医療を受けに来る方が出てきています。現実には若い人がコンビニ強盗をしており、犯罪が増える、失業者が増えるという状況を心配しています。

ヘルパーには男性もいますので、そういう失業者が講習を受けて資格をとり、ヘルパーとして雇用することはできないでしょうか。ハローワークの仕組み、現状を知りたいのですが。

会長：リストラで失業者が増えているが、福祉従事者はどんどん減っている。そのあたりがなぜうまく機能していかないのか、誰が見ても大きな疑問です。養成を含めて考える必要があります。国や都へ働きかけていくのか、そのあたりはいかがですか。

事務局：今のご意見はいろいろな意味が含まれていると思います。福祉の人材が足りないことと、失業者が沢山いることでマッチングすれはうまくいくのか、また福祉や介護の現場で働く人が少ないというのは仕事が厳しい、報酬が少ないなど、資格を持っていても離職するという状況があります。

介護報酬のアップや働く場の環境改善を国に働きかけてはいきますが、3K、4Kと呼ばれている現場なので、フリーターや失業者が介護現場では人手が足りないからすぐに、とはいかない図式になっているのが現実です。そこを改善するために国や都に要望を出しており、国では報酬の改善も案としてはでているようですが、大きな社会問題となっている状況です。

東京都の施策ですが、市でも生活安定化応援事業というのをを行っています。働く意欲はあるが働く場がないというような方を対象に、職業能力開発センター等に通っていただき、職業訓練を受けることによって生活の安定を図る施策を、8月1日から社会福祉協議会に委託して実施しています。

委員：南町にある多摩職業能力開発センターは、生徒数は一杯ですか。

事務局：その施設長も生活安定化委員会の委員になっており、話を聞いたところ、コースごとに募集しているようですが、受講生が足りない状況ではないようです。

会長：総体的にもう一度見直しをしていただき、資料2以外でもご意見をいただきたいと思います。今回で協議は終了しますので、いかがでしょうか。

委員：確認ですが、これで最後ということですが、ここに書かれているように審議会は継続とあり、我々の立場はどのようになりますか。

事務局：福祉のまちづくり推進審議会の委員は2年間の任期でございますので、皆様は来年3月末までの期間がございます。その後につきましてはまだ申しあげられませんが、

この会は条例の基づく審議会になりますので、基本的に審議会は同じような形態で続きます。

会 長：よろしいでしょうか。他にありますか。

委 員：住んでいるところの町内会のことがよくわかりません。町内会があれば参加して、情報を持って来られると思いますが、町内会は毎月開催されているのですか。

委 員：東部、中部、西部がありますが、どこにありますか。

委 員：どこに属しているのかわかりません。回覧板も来ません。

委 員：加入するには1,000円とか、費用がかかります。

事 務 局：市で調べて、お知らせいたします。よろしくお願いいたします。

委 員：紅葉丘のちゅうバス停に点字ブロックを敷設していただいてありがとうございます。考えていたよりも点がばらばら、隙間が多く、また点及び線の高さが低く、靴底が厚くてよくわからないのです。どこもそうだと靴底の薄いのを履かなければなりません、そうすると足が痛むのです。最近のはそうなっているのですか。

事 務 局：後ほど土木課と調整して、お話させていただきます。

会 長：その他ございませんか。ないようでしたら、今後について事務局からお願いします。

事 務 局：貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご意見を反映した地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画として、12月25日に開催される福祉計画検討協議会に提出したいと思います。修正内容の確認については会長、副会長に一任とさせていただきますので、ご了解をお願いしたいと思います。

会 長：文言の整理も含めて会長、副会長に一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

事 務 局：ありがとうございます。

会 長：他にありますか。

(3) その他

事 務 局：いろいろとご検討いただきありがとうございます。地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の検討は今回で最後となりますが、現在東京都の福祉のまちづくり条例の改正が検討されています。その内容は来年の第1回の都議会に提出が予定されています。それに併せて府中市でも条例改正が必要になると思われます。都の改正案等、手に入り次第お示しいたします。

会 長：東京都も条例を改正しているようです。それに併せて市も条例改正案を検討しなければいけないということです。その他ありますか。
なければ閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上